## 京都市告示第220号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。 平成24年 8月22日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道 供用開始の期日 告示の日 路線名及び道路の区域

路	線	名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
大原線	<b></b>	28 号	西京区大原野石見町527番地の2地先 内	旧	メートル 38. 20	メートル 1.90 ~ 2.50
				新	38. 20	3. 10 ~ 6. 20
日野線	<b>矛経</b> 38	38 号	伏見区日野田頰町76番地の6地先から	旧	18.80	0.90
			同町76番地の2地先まで	新	18. 80	$6.00 \sim 7.40$
日野線	予緯3	31 号	伏見区日野野色町71番地の2地先から	旧	44. 70	$0.90 \sim 2.38$
			同町71番地の4地先まで	新	44. 70	$3.19 \sim 3.29$

(建設局土木管理部道路明示課)